

令和5年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和5年11月20日（月）

〔前半〕午後3時00分から4時39分まで

〔後半〕午後4時45分から5時05分まで

2 会場 きぼーる15階 ボランティア活動室1・2

3 出席者

【委員】 伊藤委員、岡本（武）委員、小坂委員、住吉委員、高梨委員、武井委員、武村委員、初芝副会長、藤田委員、松崎委員、山下会長

【臨時委員】 駒野委員

※臨時委員は前半のみ参加

※〔前半〕20人中12人の委員が出席 〔後半〕15人中11人の委員が出席

【事務局】〔前半〕

健康福祉部：富田部長

地域福祉課：和田課長、中田課長補佐、吉田課長補佐、佐藤主査

市民自治推進課：乃万課長補佐

保護課：石渡課長

地域包括ケア推進課：前嶋課長

健康推進課：田中課長

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター 中央区：市原所長、花見川区：古川所長、稲毛区：鈴木所長、
若葉区：風戸所長、緑区：村田所長、美浜区：内山所長

千葉市社会福祉協議会：森地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：吉野所長、花見川区：猪野所長、
稲毛区：石本所長、若葉区：吉田所長、
美浜区：中山所長

〔後半〕

保健福祉局：小野次長

保護課：石渡課長、前田主査

※傍聴人：前半、後半とも0人

4 報告事項

〔前半〕

(1) 重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（福祉まるごとサポートセンターにおける相談受付状況）について

(2) 各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

〔後半〕

(3) 第3期千葉市貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて

5 議題

〔前半〕

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し原案について

6 会議の概要

（1）報告事項

〔前半〕

ア 重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）について

事務局から資料1に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

イ 各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

事務局から資料2に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

〔後半〕

ウ 第3期千葉市貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて

事務局から資料5に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

（2）議題

〔前半〕

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し原案について

事務局から「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し原案について」資料3・4に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

7 会議経過

（1）開会

○事務局（佐藤主査） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます、地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに3点ご報告がございます。

まず1点目ですが、会議の成立と公開についてご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は臨時委員も含めまして委員総数20人のうち、12人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定によりまして、本審議会は、公開となり、議事録を公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。お手元の次第をご覧ください。

配付資料につきましては、次第下部をご覧くださいまして、ご確認をお願い申し上げます。

臨時委員様におかれましては、資料4までとなっておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

事前に送付させていただいたものから、誤植等、若干修正しておりますので、机上のものが正式なものでございます。

不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は議題が1件、報告事項が3件で、前半と後半の二部制とさせていただきます。

前半の議題で、1時間半程度、後半の議題で30分程度を予定しており、途中休憩を含めまして、

17時の終了を見込んでおります。

まず前半につきましては、報告事項(1)「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況(福祉まるごとサポートセンターにおける相談受付状況)について」、(2)「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」ご報告させていただきます。続きまして、議題「支え合いのまち千葉推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直し原案について」ご審議いただきます。

議題が終了しましたら10分程度の休憩を挟ませていただきます。臨時委員の皆様におかれましては、こちらでご退席いただきますが、引き続き、後半につきましても、傍聴いただくことが可能でございます。休憩中に事務局よりお声掛けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、後半ですが、事務局が交代しまして、報告事項「第3期千葉市貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて」ご報告させていただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。

3点目ですが、美浜区支え合いのまち推進協議会の委員改選に伴い、委員長が交代したことにより、当分科会の臨時委員も交代しております。美浜区支え合いのまち推進協議会委員長久保田寅英様でございます。本日ご欠席でございますが、ご紹介させていただきます。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局(富田部長) 皆様、こんにちは。健康福祉部長の富田でございます。

本日はお忙しい中、当分科会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。そして、本日はいつもと会場が異なっておりますので、戸惑われた方もいらっしゃるのではないかと考えております。大変申し訳ございませんでした。

さて、本日はございますが、先ほど司会からもご案内をさせていただきましたとおり、二部制とさせていただきます。

前半の報告事項、福祉まるごとサポートセンターにおける相談受付状況につきましては、先月2日にオープンをいたしました「福まる」の1か月の相談実績について。

そして、各区支え合いのまち推進計画の推進状況につきましては、令和4年度の各区における地域の支え合いに関する取組状況がまとまりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

続きましての議題、支え合いのまち千葉推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し原案につきましては、昨年12月の分科会から審議にお入りいただきまして、前回8月の分科会では、素案についてご審議をいただいたところでございます。

その後、地域の取組みを定めた、各区の支え合いのまち推進計画につきましては、当初計画策定時に、具体的な取組みと重点取組項目が未策定となっていた区におきましても、各区の推進協で協議を重ねていただき、今回、原案として策定いただいたところでございます。

また、市の取組みにつきましては、計画策定後の新たな課題等を踏まえながら、計画に盛り込む事業や施策の取りまとめを行って参りました。

委員の皆様には、計画の原案についてご審議をいただきまして、本日の分科会でご承認いただくことができましたら、今後、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を募集する予定となっております。

本日の分科会の後半につきましては、事務局を入れ替えさせていただきます。第3期千葉市貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて、ご説明をさせていただきます。

限られたお時間ではございますが、皆様、専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局(佐藤主査) 続きまして、次第の3「報告事項」に入りたいと思います。

ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 報告事項 ア 重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（福祉まるごとサポートセンターにおける相談状況）について

○山下会長 はい、ありがとうございます。

それでは次第に従いまして、3「報告事項」に移ります。

重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況、「福まる」の相談受付状況について事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田補佐） 地域福祉課長補佐の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項（1）「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（福祉まるごとサポートセンターにおける相談状況）について」ご報告をさせていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

前回、8月の本分科会におきまして、福祉まるごとサポートセンター開設に向けた進捗状況をご報告させていただいたところでございますけれども、予定どおり、先月の2日にオープンいたしまして、ちょうど1か月を過ぎておりますので、本日は、その「福祉まるごとサポートセンター」開設後1か月の相談受付状況についてご報告させていただきます。

それではお手元の資料1「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（福祉まるごとサポートセンターにおける相談受付状況）について」こちらの表紙をおめくりいただきまして、右下に書かれております番号で、2ページをご覧ください。

「福祉まるごとサポートセンター」の機能ですが、同センターは大きく2つの機能を持っておりまして、①の「関係機関協働のコーディネート機能」は、単独の相談支援機関では対応が難しい複合的な事案、分野をまたぐような事案に関して、市役所内の関係部署や外部の相談支援機関などの調整役として、役割分担や、支援の方向性の決定など、関係者が一体となって各々の専門性を発揮した支援ができるよう調整を行う機能になります。

また、②の「包括的に相談を受け止める機能」とは、どこに相談したら良いか分からないという課題に対応するため、分野、世代、相談内容を問わず包括的に相談を受け止める機能になります。

続いて3ページをご覧ください。「福祉まるごとサポートセンター」における10月（1か月）の相談実績でございます。

相談受付の総数は、207件となっており、1日あたりの平均は8.6件、最も多かったのは開設初日の32件となっておりまして、中には、複数の生活課題が重なり合ったご相談もいただいております。

市政だよりやSNSによる周知のほか、新聞でも数社取り上げていただいたこともあり、一定程度、存在を知っていただけているのではないかと感じているところでございます。

相談の受付方法としましては、電話による相談が最も多いですが、電話対応後に、ご本人宅などを訪問した事例もございます。

また、下の表の平均相談時間のところに記載しておりますが、なかには、8時間かけて、相談者に寄り添いながら、主訴や状況の把握を丁寧に行ったものもございまして、さらには、曜日別相談件数に記載しておりますとおり、営業日ではない日曜日に、相談者のご都合に合わせて自宅訪問したようなケースもございます。

これらの対応につきましては、どちらも委託先である千葉市社会福祉協議会の職員が行ってくださったものであり、当初委託に期待していた「柔軟で臨機応変な対応」という部分が早速表れたと感じているところでございます。

一方、市の職員も、相談に応じるだけでなく、例えば、委託側の職員が受け付けた相談に対しても、

市役所内の関係課から情報収集をしたり、関係課と支援に向けた調整をしたりするなど、それぞれの強みを活かしながら支援に努めているところでございます。

続いて4ページをご覧ください。

相談者は、ご本人やご家族が多いですが、あんしんケアセンターなどの相談支援機関、庁内の所管課、民生委員の方々などからも相談が寄せられております。

ご本人やご家族からは、高齢者の施設に関する相談や生活保護を受給できるかといった特定の分野での問い合わせのほか、資料に記載しておりますような家庭内や近隣住民とのトラブルなど人間関係での相談や、精神疾患があるお子さんの今後を心配しての相談などが複数寄せられております。

一方、相談支援機関や行政機関からは、より複合的な課題を抱える世帯に関する相談が寄せられており、例えば、親にも子供にも精神疾患があるなど複数の課題があって生活に行き詰っているような家庭ですとか、いわゆるゴミ屋敷問題のように、介入されることに対して拒否的な家庭への支援に関し、福祉まるごとサポートセンターの関わりを求める相談が複数寄せられております。

また、困りごとを抱えた市民の方から相談を受けた民生委員の方からは、「その市民の方は行政の窓口で相談に行くのは絶対に嫌だと言っていたのですが、福祉まるごとサポートセンターを紹介し、一緒に相談に行ったところ、本当に丁寧に対応してくれて、市民の方も大変よろこんでいる。」とのご報告をいただいたところでございます。

速やかに解決することが難しい複雑な相談が徐々に増えてきておりますが、相談者の方々から頂く感謝の言葉を励みにしながら、1つ1つ実績を積み上げていき、市民の皆様信頼される機関にして参りたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長 はい。こちら報告事項ということですが、ご意見ご質問ございましたら挙手の上、発言をお願いします。松崎委員をお願いします。

○松崎委員 1か月のスタートしてからの実績を伺い、予想していたような事案が出てきていると思うのですが、直接電話を掛けられる件数が非常に多いということは、かなり周知がされているということですが、ここにくる前の段階の様々な相談支援機関があると思うんですが、そちらからの相談も来ているということでしょうか。

○事務局(吉田補佐) ご質問ありがとうございます。資料の4ページにも書かせていただいておりますが、相談者の属性のうち、相談支援機関からのものが表にありますとおり23件寄せられております。高齢者の窓口であるあんしんケアセンターであったり、障害者の窓口である障害者基幹相談支援センターであったり、あとは生活自立・仕事相談センターであったり、これらの機関で聞いた話でかなり複雑だということで「福まる」との連携を求めてご相談いただくケースがございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございますか。岡本委員をお願いします。

○岡本(武)委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。福祉まるごとサポートセンターにどれくらい相談があるかと思ったんですけど、207件は思ったより多いと思いました。おそらく精査されているかと思うのですが、どんな分野の相談があったか示していただけると。例えば高齢が多いのか、障害が多いのか分析した場合、どこの相談支援機関のニーズが足りないのかわかりやすくなると思います。

あとは複合しているということであれば、どういったケースが複合した課題として挙がっているか、そういったことがわかると今後の参考になるかと思えます。

あと1点、4ページ目の相談支援機関や行政機関からは精神疾患がある親や子がおり、生活に行き詰っている家庭に対してということで、「福まる」の関わりを求める相談というのが書いてあるのですが、今後はこうした課題に対して福祉まるごとサポートセンターが中心となっていていろいろの相談支援機関を調整しながらケースの解決にあたっていくのか、ケースによるかと思うが、こういうところも念頭にあるのかお聞きしたい。

○事務局（吉田補佐） ご意見ありがとうございます。まず1点目相談の傾向としましてはやはり高齢者の方のご相談が多い印象です。それから例えば家庭内や近隣とのトラブルですとか、いわゆるゴミ屋敷、引きこもり、生活困窮というような相談も受けていますが、その背景に精神疾患が影響しているのではないかとと思われるケースがとても多い印象です。

2点目の複合的なケースにおける「福まる」の関わりで申し上げますと、「福まる」だけですべて解決するのはなかなか難しいと。むしろそれぞれの分野の専門の相談機関がありますので、そちらの力を借りながらやっていくこととなります。いろいろな支援がある中で、例えば庁内の調整の部分は「福まる」で担って欲しいというようなご相談もいただいておりますし、あるいは全体の調整役、それぞれが動いている中で進捗管理をして欲しいというようなご相談も現在いただいているところです。「福まる」は絶対この形ということではなくて、ご相談の内容に応じてやる部分をやっていくと考えているところです。以上です。

○岡本（武）委員 「福まる」にかかってきた相談をつないだ相談支援機関も統計として出していたらと、どういうところに多くつないでいるかわかりやすいと思うので、取ればお願いします。

○山下会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。始まって1か月の統計そして整理をご報告いただきありがとうございました。岡本委員もおっしゃいましたし、松崎委員からもご指摘ありましたが、福祉まるごとサポートセンターは入口の明確化をしたというか、どういふ相談でもひとつのところで受け止めますという入口の明確化は図られたところですが、そのあとの支援の流れが重層的な体制にしようとしているのか、包括的に取り組もうとしているのか、そうしたことをこれからくる相談の中でどう分析するか。

先ほどの岡本委員の意見とも似ているんですが、言い方が少し良くないかもしれませんが、相談と対応だけで日々忙しくされてしまうと、どういふ状況が千葉市内で起こっているか、この報告だけだとまだ詳細がつかめないのが、現場の方のご苦勞はあると思いますが、どういふ相談がきて、どういふ対応を誰と誰でしながら、どのように収束に向かったり、引き続き支援が続いたりしているのかということを見たいと、福祉まるごとサポートセンターという縦割りの仕組みがまたできてしまうかもしれないので、そこは留意すべき点であろうかと思えます。

また、8時間連続して相談なさったことについて、異常値ではなくてそういう内容として取り上げたことについて、これはこれでいいと思うんですが、普通の方が聞いたら食事やトイレはどうしたんだろう、お茶を飲みながらやったのか、一体どこで相談したのか、「丁寧に聞く」という意味が丁寧に聞かれたとは思いますが、どういふ意味で丁寧なのか少し疑問が残るところで、相談の仕方の力や体力は引き続き研鑽される機会をつくるとお互いのためにいいかもしれません。最後に柔軟で臨機応変な対応を民間の社会福祉協議会だけに求めるという説明の仕方ではなくて、行政の方が土日に対応することが必要な状況になった時にどう対応するかはまた持ち帰っていただきたいと思えます。

以上ご報告いただきました。ありがとうございました。

（2）報告事項 イ 各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

続きまして、報告事項（2）「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中田課長補佐） 地域福祉課の中田でございます。

私から、各区支え合いのまち推進計画の令和4年度の推進状況について、ご報告させていただきます。

お手元に資料2をご用意ください。

計画の令和4年度の推進状況ですが、市の取組みの部分については、前回8月の分科会で説明させていただいたところです。

今回、地域の取組みの部分がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

なお、こちらの資料は、各区にて開催した区支え合いのまち推進協議会において承認されたものとなっております。資料はA3判で86ページとなっておりますが、時間の都合もございますので、この場ではそれぞれの区で取りまとめました総括表を用いまして、ご報告いたします。

区支え合いのまち推進計画については、計画策定の段階では、新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていたため、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに定めることも可能とし、それまでの間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながらできるところに取り組むこととしております。このため、目標を設定していない場合もございますので、「具体的な取組み」等を定めていない花見川区以外の区については、評価は任意とさせていただきますので、ご了承ください。

初めに、中央区でございます。1ページをご覧ください。

まず、資料の構成から説明させていただきます。ページの左側、「基本方針別取組状況」についてですが、こちらは、各区で策定済の基本方針ごとに、取組項目数と、その達成状況を記載しております。

達成状況については、「◎」は、目標以上のものが達成できた場合、「○」は、目標が概ね達成できた場合、「△」は、目標の一部が達成できた場合、「×」は、目標が全く達成できなかった場合の4段階で評価し、評価が困難である場合は、「-」としております。

次に、表の下から2行目の「今年度の振り返り」には、取組項目数、達成状況の合計がそれぞれ記載されており、その右側には、取組み全体の総括が記載されております。

中央区の状況でございますが、記載のとおり、全ての取組項目において、評価が困難な状況でした。また全体の総括としてはコロナ感染者の増加によりイベントなどの開催可否の判断が難しかった一方、基本的な感染対策を行いながら、サロン活動など、徐々に回復してきている取組みもあったことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、コロナの影響で、直接会う機会が減少したことにより、困りごとのニーズを把握することが難しい状況となっていることや、主催者と参加者で、コロナに関する考え方や意識に差があるため、慎重な対応が求められていることが挙げられております。

次に、右下の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、「地域食堂 松波のちゃぶ台」の取組みを紹介しております。

こちらは、社会福祉協議会松波地区部会、民生委員児童委員協議会、松波町会が連携して行っている取組みで、千葉経済学園ボランティアセンターを通じて募集した、千葉経済大学の学生さんや、附属高校の生徒さんも一緒に活動しているとのこと。特徴としては、子ども食堂という枠にとらわれず、地域食堂として、誰でもふらりと立ち寄り、一緒に気軽にごはんを食べられる多世代交流の場となっている取組みとなっております。

続いて、花見川区でございます。44ページをご覧ください。

まず、ページの左側、「基本方針別取組状況」についてですが、花見川区は、既に重点取組項目を定めておりますので、重点取組項目数と、その達成状況を記載しております。また、今回から、重点取組項目以外の取組みも記載できるようにしたため、これを含めた全体の取組項目数を記載する欄を左側に設けております。

花見川区の状況でございますが、左下の「今年度の振り返り」には、コロナの影響を大きく受けた一方、敬老会などのイベントを再開できた地域もあり、再開できなかった活動も、再開に向けた検討を行うなど、明るい兆しが見えてきていることが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、停滞が続いていた活動の再開や、停滞が長く続いたことで、担い手の高齢化が進み、若い世代へのノウハウの継承もないまま時が過ぎてしまっており、そのことが活動再開の妨げとなっていることが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、花見川区は、次のページにかけて4つの事例を紹介しておりますが、本日は、このうちの1つ、45ページ右上の「健康寿命延伸プロジェクト」をご紹介させていただきます。

こちらは、鷹の台自治会の取組みで、あんしんケアセンターなどの専門職が講師となり、フレイル予防の体操や認知症予防に関する講義などを行い、参加者には万歩計が配られ、「普段の生活の中でもフレイル予防を」を合言葉に、健康寿命延伸への挑戦を行っている事例です。

続いて、稲毛区でございます。52ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」は、コロナの影響で、直接会う機会が減少し、困りごとが見えづらい状況の中、様々な手段で地域の状況を把握し、困りごとの解決に向けて工夫しながら活動したことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、近年の社会構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化などの地域社会を取り巻く状況の変化に、コロナの影響が重なり、人とのつながりや支え合う意識の希薄化が顕著となっていることや、活動停止期間の長期化で活動する方のモチベーションが低下し、解散してしまうところが出ていること、運営ノウハウが引き継がれないといったことなどが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、コロナの感染状況を踏まえまして、(2)にありますように、訪問での声掛けにより実施していた見守り活動を、絵手紙での安否確認へ変更して活動を継続した事例や、(3)にありますように、対面のみで実施していた会議やサロンなどを、オンラインでの参加も出来るようにした事例などを紹介しております。

続いて、若葉区でございます。64ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」では、感染対策を講じて活動は積極的に継続し、広報誌等の配布による啓発等の実施や、リモートによる活動など、様々な工夫やアイデアを盛り込み、活動を継続したことなどが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、地域活動に対する住民の理解や活動の見える化、高齢化に伴う担い手不足などが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、白井地区の1の①にありますように、白井地区部会は東西12キロメートルとエリアが広いとため、これまでは、中間にある白井公民館で実施していた認知症講座やポッチャ体験会などのイベントを自治会に出向き実施したところ、参加者から好評を得た事例などが紹介されております。

続いて、緑区でございます。72ページをご覧ください。

緑区の状況でございますが、記載のとおり、全ての取組項目において、評価が困難な状況でした。左下の「今年度の振り返り」では、コロナの影響により休止・制限されていた取組みについて、規模の縮小や開催方法の見直しなどにより、再開する団体があったことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、活動内容を住民に浸透させるための周知や、担い手を確保するための住民意識の向上、活動団体間の連携などが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、障害者を対象にした「お楽しみ会」が、コロナで中止となった代わりに、つながりを保つため、過去の参加者からメッセージカードを募集し、このカードと魚のイラストを水槽に見立てた台紙に貼り、「鎌取コミュニティセンター」と「イオンタウンおゆみ野」に展示した事例を紹介しております。

最後に、美浜区でございます。82ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」では、コロナの状況を注視しながら、感染対策を講じて、活動を再開・実施したこと、再開にあたっては、ウィズコロナ等を見据えて活動が継続していけることを主眼に工夫を凝らし検討・準備・試行を経て再開してきていることが記載されております。

次に、その下の「今後の課題」としましては、「集合住宅での高齢者独居世帯」、「エレベーターが

設置されていない集合住宅の住民のひきこもり・外出困難・買物困難」、「新旧住民間の融合」などが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、真砂地区部会エリアの「スマホ相談会」の事例を紹介しております。こちらは、高齢の住民の要望を受けて、UR真砂第一団地の生活支援アドバイザーが、社協美浜区事務所、東都大学と共催で開催した事例で、社協美浜区事務所の生活支援コーディネーターと地区部会担当者が調整を行った結果、東都大学の学生10人に講師として協力いただけることになり、相談者19人から、2回に分けてマンツーマンで相談を受けたとのことでした。わからないところをマンツーマンで教われるところが、1人の講師に対して複数の生徒というスタイルが一般的なスマホ教室とは異なる試みで、相談以外の雑談も和気あいあいとしていて世代間交流の場ともなったとのことでした。

以上、簡単ではございますが、令和4年度中の区支え合いのまち推進計画の推進状況について、報告させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長 こちらも報告事項です。ご質問ご意見ございましたら挙手の上発言をお願いします。

コロナ禍の計画、実施状況の評価が今の報告で、次回以降は5類に移行されたコロナの後の地域福祉の取組みについて進んでいくということで、そのあとの中間見直しも進んでいくんですけど、予算執行というか地域福祉の基盤をつくるという意味で、行政が中心となりながら進めている地域福祉の項目はそれなりに政策的な評価をしていくのが重要だと思います。

私も拝見しましたが、住民の地域づくりの取組みにおいてはあまりストイックにならずに「よく頑張った」という評価にしていく方がいいと思っています。あまりギリギリと自分の体を苦しめるような評価の仕方ではなくて、これからは言葉の作り方とかについてももう少し柔らかさ、しなやかさ、前に向かうような評価をしてもいいような気がします。

特に今日の報告を聞いて思ったのは、先ほどの事務局の説明にもありましたが、振り返りと課題を中心にご報告いただきまして、それが総合的な評価をつくっていったそれを根拠とする数値が各取組項目への個別の評価なので、中央区と緑区においては令和4年、5年の評価が困難といったことで記載されていて、それはそうとしても中央区も緑区も振り返りと今後の課題は書かれていますので、そういう意味では評価されているという捉え方もあると思いながら改めて見直したところです。

中央区の推進協議会の委員長の方いらっしゃいますか。

○武井委員 中央区も考え方としては他区と同じように評価できています。最初に動いたときに評価について明確な方向性を決めていなかったのもそのまま評価を実施しないという形になっただけで、内容的には他区と遜色のない評価をしております。

○山下会長 そういう意味では先ほど申し上げた振り返りと今後の課題の評価にする方が市民の方も読みやすい、ひとつひとつ点検する評価の仕方も重要な時はありますけど、今回令和4年、5年においてはそこに注目することを申し上げたいと思います。

皆さん何かございますか。小坂委員どうぞ。

○小坂委員 どうもありがとうございます。これはあくまでも区支え合いのまち推進計画なので、高齢者だけに関わっているのではないと理解してよろしいですか。

今若いママたちが意外と孤立しているというか、エンゼルヘルパーも今、受けている方が手いっぱいでも募集をしていると聞いていますがなかなか見つからないということで、やはり子育て世代の方々と地域との関わり、支え合いはどうかかなと思ったのですがいかがですか。

○事務局(和田課長) ご質問ありがとうございます。おっしゃるように各区支え合いのまち推進計画はそれぞれの区、それぞれの地域、地区部会エリアというエリアの中で活動されている皆様方がどのようなことに力を入れて、活動していくかを取りまとめるものでございます。

昨年度の取組みにつきましては残念ながら具体的な取組内容とか、重点目標が定まりきらなかった

というところでした、そういった中でそれまでの計画の中で積み上げてきた事業はどのように令和4年度やってきたかを中心にご報告をいただいたものでございます。

小坂委員がおっしゃるように子育て世帯がなかなかうまく活動にも表れてこないというところはございました。コロナの関係で社協地区部会さんが主に取り組まれている子育てサロンとか、子育て世帯を対象にした取組みも大きく影響を受けたのがコロナ禍の中の取組みだったと感じております。社協地区部会の皆さん、社会福祉協議会の皆さんのお力添えもあって、活動再開に向けた取組みは徐々に地区で力を入れてやってきていますが、まだ残念ながら完全にコロナ前に戻った状況ではないですので、これをどういうふうにコロナ禍前の活動までもっていくことができるかが地域における課題でございます。それを受けた市の施策としてもどのようにそこをバックアップしていけるかが大きな課題と認識しています。以上です。

○小坂委員 ありがとうございます。子育てサロンに訪問してお母さんにヒアリングしますと、大人同士の会話がなくて、もっと大人と会話をしたいという声を意外に多く聞きます。

この前スリランカから来られているお母さんで、確か子供さんが2歳だったと思いますが、彼女は、日本語は達者なのですが、地域の方との交流がなくて、ずっと子供と向き合っている時間が多いのでつらいという声もありました。そういったこともお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○山下会長 はい。ほかにもございますか。どうぞ、お願いします。

○藤田委員 今若いお母さんの話があったので私の方からも最近話を聞いて気になったことがあったので申し上げます。

私も自分の20歳の子供が5歳の時に子育てサポートを利用して、その時は近所の同世代のお母さんにお預けしていたんですが、今働きながら利用されている方に聞くとサポートしてくれる方が同世代の方は皆さんお仕事されているので、高齢の方がすごく多いそうなんです。お子さんがすごく元気で、私がたまたま関わったお子さん、特性のあるお子さんだったんですけど、そういう子を預かるとなると自信がないと3人くらい断られてしまったという話もあったので、この15年くらいで状況も変わったのではと思っています。今子育てサポートの提供会員がどういう感じで活動されているかそのあたりは追えていませんが、そういうところのミスマッチがあるのかなと感じています。

○山下会長 はい。ありがとうございます。

地域福祉計画は各計画の上位計画に位置づけられていますので、それぞれの委員からご指摘のあった子育ての話とか、外国籍の方の話とか、多文化対応力、カルチュラルコンピテンスという言い方で今着目されているものがあります。

各地区社協の方々の構成でこうした計画が作られているのですが、では計画をつくる人の構成をどうするかとか、どういう問題に取り組んでいくか課題提示するのがこの分科会の役目ですので、どういうふうにこれから中間見直しも含めて課題提起していくか。ただ、それをどう各区が受け止めるかは別の話で、千葉市は政令指定都市なので都道府県の流れと少し造りが似ていて、こちらで大きな方針を立てて、各区の主体性も生かしながら計画をつくっていくので、またそれはいろいろと調整することもあると思います。

この子どもの問題と外国籍の問題は、子どもの方はこども家庭庁もできてかなり予算的なものや、そうした政策が動いていますから財源はそこはかなり着目していくことになるかと思いますが、担い手の話とか、人材の問題とか、そしてどういう空間でどういうことがそこで繰り広げられるのかについて地域福祉の観点では重要かもしれないので、そうした対応力がこれからの課題かと思っています。

どうもありがとうございました。ほかにもございますか。

ではこの形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 議題 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について

次第の4「議題」に移りたいと存じます。「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し原案」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（和田課長） 地域福祉課長の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について」資料に基づきご説明申し上げます。

お手元のA4判横の資料3「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）中間見直し原案（要旨）」をご覧ください。

計画書原案自体は資料4としてご用意しておりますが、150ページ近くの分量となっておりますので、本日は、まず、計画原案の要旨内容については、この資料3を用いてご説明させていただきます。

初めに、1ページをご覧ください。「目次」となっております。

記載のとおり、今回の中間見直しのポイント、当初計画策定後の地域福祉を取り巻く状況の変化、そして各分野における中間見直しの変更点、最後に今後のスケジュールを説明いたします。

3ページにお進みください。「1 中間見直しのポイント」についてです。

本計画は令和4年度にスタートしたところですが、コロナ禍によって地域活動を取り巻く状況も大きく変化しておりまして、資料に記載のように「コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保」、「活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶」、「対面機会の減少に伴う地域福祉のニーズの把握の難化」、「個々人の感染リスクに対する考え方の相違による地域活動実施に対する意識の相違」など様々な課題が明らかになりました。まだコロナが完全になくなったわけではありませんので、収束に向けた状況を注視しつつ、これらの新たな課題の解決に向けて、本計画の中間見直しを実施するものです。

次の4ページにお進みください。これらの課題を解決するため、「地域の取組み」及び「市の取組み」を見直すほか、「地域共生社会の実現に向けた重層的・包括的支援体制の構築」を進めて参ります。

「地域の取組み」につきましては、地域活動の状況や新たな課題を踏まえ、計画スタート時には地域活動が制限されていたことから「具体的な取組み」及び「重点取組項目」を設定していなかった区において、これらを設定していただきました。

「市の取組み」につきましては、「地域の新たな取組みを支える施策」及び「市全域の課題に対応した施策」を新たに掲載しております。

「重層的・包括的支援体制の構築」につきましては、先月開設した福祉まるごとサポートセンターで複雑な生活課題に対応するとともに、新たに、支援が届いていない人に支援を届ける取組みのほか、これらの支援実績を踏まえ、地域の一員として役割を持って支え合いながら暮らせる環境を整える取組みを位置づけ、専門職による相談支援と地域の支え合いの両輪での支援体制構築を推進して参ります。

次に、「2 中間見直しにあたって」でございます。6ページをご覧ください。

「(1) 中間見直しの趣旨」ですが、本計画は令和4年度から8年度までの5か年計画であり、計画中間年を目途に、必要に応じて見直しを行うことを記載しております。

7ページをご覧ください。簡単にですが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった期間について振り返っています。

8ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染予防のため、外出機会が極端に減少し、併せて経済活動が停滞しました。このようなことから、先ほど「ポイント」のところでも申し上げた課題のほか、「社会的孤立・孤独の進行・増加」、「生活困窮」、「高齢者のフレイル・認知症の進行」など、様々な悪影響がもたらされました。

そこで、これからは、地域の実情に合わせながら「支え合いの仕組み」を再び取り戻していくことが求められます。ただ、新型コロナウイルスがなくなったわけではございませんので、基本的な感染症対策は引き続き講ずる必要がございます。

次に、「3 地域福祉を取り巻く状況の変化」についてです。10ページをご覧ください。

「(1) 人口の推移」ですが、令和22年には、高齢者人口の割合が33.2%となる一方、年少人口の割合は11.3%と見込まれており、やはり少子高齢化は進行する見通しとなっております。

11ページをご覧ください。「(2) 社会福祉協議会地区部会の活動状況」についてです。

社協地区部会が実施する、いきいきサロン、子育てサロン、散歩クラブの実施回数は、コロナ禍を受け、令和2年度に大幅に減少しましたが、その後、感染予防など活動方法を工夫しながら活動再開に努められており、回復傾向にあります。

12ページをご覧ください。「(2) 地域福祉活動の認知状況」ですが、地域福祉活動に関するWEBアンケート調査について、今年度を実施したものと令和3年度に実施したものを比較すると、どのような地域福祉活動が行われているか「わからない、知らない」人の割合が、依然高いのですが39.6%に減少しておりますので、コロナ禍を機に地域福祉活動への認知状況は向上していると考えられます。

14ページをご覧ください。「(5) 中間見直しの課題」ですが、地域の取組みにおける課題としては、「コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保」や「活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶」など、先の報告事項「各区支え合いのまち推進計画の推進状況」の中で各区が挙げていたものを記載しております。また、市全体の課題としては、「コロナ禍からの地域活動の回復と感染症対策の継続」や「生活課題の複雑化、分野をまたぐ複合的な課題を抱える相談の増加」などを挙げています。これらの課題に対しては、地域の多様な主体が分野や世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくことや、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、引き続き取組みを進めていくことが必要です。

次に、「中間見直しの変更点」です。まず、「地域の取組み」になります。16ページをご覧ください。「(1) 区支え合いのまち推進計画のポイント」ですが、先ほども説明しましたとおり、全ての区において取組内容を策定いただきました。

また、この取組内容のうち、地域住民等が地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで計画期間内に注力して取り組む活動を考え、その地区部会エリアにおいて選定する重点取組項目も併せて設定していただいております。

なお、前回武井委員からご意見いただきました、区によって表記が異なっていた「基本理念」と「基本目標」につきましては、各区支え合いのまち推進協議会でご審議いただいた結果、全ての区で「基本目標」に揃えられることとなりましたので、ここで報告いたします。

次に、「市の取組み」についてです。20ページをご覧ください。「(1) 第5期計画の基本理念・基本目標・取組方針・施策の方向」につきましては、策定当初の枠組みをそのまま維持して参りますので、変更はございません。

以下、施策の方向の単位ごとに今回新規に掲載した事業を紹介いたします。

21ページをご覧ください。「取組方針I」の「施策の方向1 持続可能な地域づくり」の中に「町内自治会のデジタル化推進」、「区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築」、「犬猫等に起因する地域課題解決に対する支援」、「重層的・包括的支援体制の構築の参加支援事業・地域づくり支援事業」を新たに掲載しています。

22ページをご覧ください。「施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり」の中に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育）」を掲載しています。

「施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり」の中には、「グリーンスローモビリティの活用」

と「あなたが使える制度お知らせサービス」を掲載しています。

23ページをご覧ください。「取組方針Ⅱ」の「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」の中に「(仮称) こども発達相談室の開設」のほか、先ほど紹介いたしました3事業を再掲しています。

24ページをご覧ください。「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」の中に「若年性認知症支援事業」、「重度強度行動障害支援」、「障害者雇用の促進」、「重度障害者等就労支援」、「不登校児童生徒支援」の5事業を掲載しています。

25ページをご覧ください。「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」の中に、「里親制度の推進」を掲載しています。

また、「取組方針Ⅲ」の「施策の方向1 多様な主体との連携」につきましては、先ほど紹介いたしました2事業を再掲しています。

次に、「6 成年後見制度利用促進基本計画」についてです。27ページをご覧ください。「(1) 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題」ですが、まず、認知症高齢者数につきましては、年々増加していく見込みでございます。また、28ページの療育手帳の所持者数及び精神保健福祉手帳の所持者数につきましても、増加傾向でございます。

29ページをご覧ください。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果に加え、今年7月に実施したWEBアンケートの結果を掲載しました。この調査は対象者の年齢が10代から70代以上まで幅広いこともあり、「詳細を知っていた」との回答の割合が39%となっております。

30ページをご覧ください。成年後見制度への理解を広める必要性のほか、国が策定する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく制度の見直し等の動向を注視し、市の取組み状況を検証する必要があることを課題として加えております。

次に、「(2) 計画の基本方針と施策の体系及び展開」についてです。31ページをご覧ください。計画の基本方針については、変更はございません。また、施策の体系及び展開について、基本的な構成に変更はありませんが、32ページの施策4の名称について、現行では「チームによる適切な支援の実施」としているところですが、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において「権利擁護支援チーム」と呼称していることを踏まえ、「権利擁護支援チームによる適切な支援の実施」と修正しました。

最後に、「7 今後のスケジュール」についてです。34ページをご覧ください。本日、見直し計画の原案についてご審議をいただきまして、ご承認いただけましたら来年1月9日から2月8日までパブリックコメント手続による意見聴取を実施し、市民の皆様からご意見をお伺いします。その後、パブリックコメントの結果を反映した計画の最終案を作成し、3月下旬に開催予定の第3回地域福祉専門分科会において最終案のご審議をいただき、確定となる運びでございます。

次に、資料4「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画) 中間見直し原案」について、説明して参ります。

本年8月に開催した第1回分科会でお示した素案から、地域の取組み、市の取組みの追加等を行いまして、計画書原案を冊子にいたしました。時間の都合上、その全てについてご説明することはできませんが、素案から記載を厚くした箇所などを中心に説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。中間見直しにあたっての市の取組みについて、本計画の上位計画である千葉市基本計画における位置付けや、重層的・包括的支援体制の構築を段階的に進めていくことについて加筆いたしました。

19ページをご覧ください。「(3) 第5期地域福祉計画の中間見直し」としまして、「ア コロナ禍からの回復と感染症対策の継続」、「イ 重層的・包括的支援体制の構築」の項を加筆し、その他ご意見をいただいた部分につきましても修正いたしました。

21ページをご覧ください。新たに「中間見直しのポイント」の項を設け、中間見直しの視点及び主な見直し部分について説明を追加しました。

26ページをご覧ください。各区の支え合いのまち推進計画原案となります。今回、全区で「具体的な取組み」及び「重点取組項目」が設定されました。

一例として、中央区につきましては35ページから取組内容等の記載がございます。

84ページをご覧ください。市の取組みとなります。具体的な事業の記載は87ページからとなります。先ほど資料3で説明いたしました事業を新規掲載しているほか、事業の進捗や実績の反映などにより既存の事業の記述も一部修正しております。

説明は以上でございます。本計画の原案作成にあたりましては、山下会長を始め、委員の皆様にご多大なるご意見、ご協力をいただいたところです。

また、区支え合いのまち推進計画の策定にあたりましては、各区の推進協委員長、そして地域の皆様のご多大なるご支援をいただきました。この場をお借りしまして、改めまして御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

私からの説明は以上です。

○山下会長 それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。挙手の上、発言をお願いします。武井委員をお願いします。

○武井委員 2点ございます。資料3の内容についてはいいんですが、資料4の25ページ、区支え合いのまち推進計画のポイントでさっき出ました基本目標のところ、せっかく基本目標に統一したと言いながら(1)の2行目でわざわざカッコして基本理念と入っているので、なんでこれを入れるのかというのと、各区の支え合いのまち推進計画の区の現状の地図を見ると地区部会のできていない区域が明記されているだけでも2箇所あります。その部分について、誰が計画を立てて、誰が推進しているのでしょうか。

○事務局(和田課長) ご指摘とご意見ありがとうございます。25ページの箇所につきましては大変申し訳ございません。こちらの確認が至らなかった部分です。おっしゃるとおりカッコ書きの基本理念の部分は不要ですので、この場をもちまして修正・削除を申し上げたいと思います。大変失礼いたしました。

そして2つ目の地区部会が設立されていない区域での地域福祉の推進はどこが中心に担っていくのかについては、この計画で各区の取組み自体が地区部会エリアを基本単位にしている性質上、設置されていないエリアは残念ながら空白エリアとなっております。いろいろな理由で地区部会が設立されていないということで、最近になってなくなったというわけではありません。従前からずっと設立されていないと聞いております。こちらにつきましては本計画の取組みの中では残念ながら漏れている部分でございます。

今後どうしていくかですが、地区部会は基本的には社会福祉協議会の活動趣旨にご賛同いただいた地域の方々が任意で設立する団体ですので、社協さんと力を合わせながら設立に向けた取組みを粘り強く続けていくほかはないと考えています。以上です。

○山下会長 武井委員どうぞ。

○武井委員 40ページを見ますと地図が書いてありまして、花見川区の場合14番の白くなっている部分が結構広い地域ですけど、未設置と明記されています。若葉区にもありますし、そういうところについてせっかく地域福祉計画でいろいろな課題について対応していく、進めていくわけですけどそこだけ取り残されて、そこに住んでいる人がほったらかしにされているのでしょうか。そうであるなら何か対応を考えないといけないのではないかとということを含めてお聞きしたい。

○事務局(和田課長) ご指摘はごもっともで、こちらとしましても区、地域の取組みにつきましては基本的にはそれぞれの推進協の中でどう取り組んでいくか施策として取りまとめていますが、設置されていない部分については、地域任せのままではなかなか進んでいかない、委員のおっしゃるように取り残されているという状況は大きな課題と認識しています。

一方、市の取組みにつきましては地域全体を下支えするという意味がありますので、エリアに空白

はないという認識で取り組んでいます。空白エリアが少なくなるように事務局の方としても何とか力を絞って取り組んでいきたいと考えているところですが、今この場でこういうふうにやっていきますという明確な方針は持ち合わせておらず、引き続きの課題とさせていただきます。

以上です。

○山下会長 ありがとうございます。ほかございますか。

今のところで私から少し申し上げますと、各区の計画としては作られているけれど、その各区の計画においては地区部会で議論を重ねながら作っていった関係の中で、空白になっている地区があることについてはどういうふうを考えていくかという質問ですよね。そのことについて、行政としては粘り強く進めていくという回答でした。

計画の造りとして地区部会が基本的な基盤として位置付けられている計画の作り方をいつまで続けることができるのか、不安材料が始まったとするのか、地区部会が設立されることを期待しつつ、全地区に地区部会を作っていくとするのか、これは私たちが任期である期間ではさほど問題はないかもしれないけれど、何十年も経って人口がぐっと減少する時期において、そうした造りも変わってくるので、どうしてそういう状況なのかということも、空白であることの意味というか、そうしたことがまだ分析できていないので、今日はこれぐらいの議論になるかと思います。

ただ、地域福祉の計画における住民の助け合いとか、そうしたものは地区部会がなくても、その地区で行われている部分もあると思うので、その部分についてどう評価するかとか、その地区の方の意見というのが、区の計画策定において反映させることができるかもしれないので、地区部会はないけれど、その地区で行われている地域福祉について各区の計画策定において着目されているかは気になる場所ですので、取り上げていただきたい。各地区部会のみで作られるわけではないということは明確にする必要があると思います。

次の質問どうぞ。

○武井委員 市の方の計画で87ページの1番の生活支援体制の充実のところ、前回も指摘させていただいて直っているかと思ったら、6区28圏域、あんしんケアセンターのところは生活支援コーディネーターを置きますよという形で令和8年まで全く変わらない形で記載されています。

なぜそんなことを言うかという26ページの中央区地区部会の地図を見ていただくとわかるように、11、12、15、16、17の区域の大半が1つのあんしんケアセンターの圏域になります。一方、隣の13の生浜地区は地区部会1つであんしんケアセンター1つです。これを比較しますと高齢者人口も3倍近いにもかかわらずこの広い地域にはあんしんケアセンターが1つだから、生活支援コーディネーターも一人という形で進んでいくのはおかしいじゃないですかと指摘させていただいたら、出張所の方にも生活支援コーディネーターを拡大しますというお話だったので、反映されるかと思ったらされていない、何で令和8年まで同じ内容なのかお聞きしたい。

もうひとつは前回指摘しました項目で、98ページを見ていただきたいのですが、47番の見守り体制の話です。ここの数値目標について、初期費用交付団体数が令和5年から8年まで順に2、2、3、3と入っていますが、前回指摘させていただいたのは社協の地区部会から町内自治会に働きかけて自治会の見守り活動をやっている、その件数でみると251か所の町内自治会があるにもかかわらず、こんな2件や3件というのを別枠でやらなきゃいけないんですか。これこそ社協の方と一緒にしてやればいい話と違いますかということをお聞きしたいんですけど、内容的にも全然変わっていない。それから今大事なのは地域としてみると見守り活動と合わせて地域支え合い活動だと思うんですが、社協で進めている地域支え合い活動、各区の活動の中にも地域支え合い活動は入っていますが、一緒にして進めればいい話で、そちらの方ももっと進んでいる状況でいるにもかかわらず、全然変わっていないということで、これで見直したのかお聞きしたい。

○事務局（前嶋課長） 地域包括ケア推進課です。最初にご指摘いただきました87ページの1番、生活支援体制の充実のところですが、武井委員からご指摘いただきまして、第2層の生活支援コーデ

ィネーター、ここの表記の方法が配置区域数という事で、この圏域というのがあんしんケアセンターの圏域の表記なものですから、出張所をもっているところであるあんしんケアセンター松ヶ丘、白旗出張所があるところを1圏域というようにカウントしていますので、圏域数としては28ですが、やはり生活支援コーディネーターの充実をというご意見をいただきまして、こちらといたしましても出張所をもっているところには高齢者人口が多いので、コーディネーターはそれなりに配置が必要と認識しております。

今、第9期の介護保険事業計画の策定中ですが、コーディネーターを出張所にも配置できるように計画に位置付けて、予算が獲得できれば配置したいと進めております。ただどうしてもここの表記が圏域ということではっきりと伝わらないということで、ご理解いただければと思います。以上です。
○事務局(清田課長) 高齢福祉課です。98ページの45、46、47の事業あたりで社協地区部会の取組みと統合しないのかという前回もいただいたご指摘ですが、これにつきましては45番のごみ出し事業ですとか、47番の地域見守り活動支援事業はそれぞれ市の方から団体宛てに助成金を出しているものです。地域見守り活動の場合は新規の団体に対して初期費用を1回だけ15万円ほど出しています。

ごみ出し支援事業も新規の場合は固定費プラス継続的に活動されている場合はそれに対する支援をしています。この事業は市から団体を少しでも増やしていく、広げていくことを目指して始めているもので、地区部会さんですとか自治会さんぐらいの規模も想定しておりますが、もっと小さい地域の団体・NPOとか任意の団体にも広げて助成できるように考えております。地区部会の安定した取組みのほかに担い手を地域にたくさん増やしていきたいという思いで始めておりますので、この事業につきましては統合するというよりも、この事業の実績を出すことで新規の団体がこれくらい増えているところを見ていただければとこのような記載にしています。

以上です。

○武井委員 47番で考えてみても今のお話で言うなら、この2件が10件、20件に増えるならまだしも、令和5年度から8年度まで順に2件、2件、3件、3件という目標を設定しているわけですね。これでもって今のようなことが言えるんですか。更にさっきも申しましたように社協の地区部会が中心になって自治会と一緒に進めているこの内容を自治会という形でやるときちゃんとその自治会の範囲で見守りができるわけですけど、広い範囲でやっているところがさっきも申しましたように件数的にも全然違う件数できているわけですね。

今の時点で251箇所も町内自治会でやっているんですよ。そういうところに対して2件だ3件だと入れて今言ったようなことが言えるんですか。

○事務局(清田課長) 社協さんなどの取組みのほかに支援メニューのひとつとしてこの事業がある、この事業だけで地域の見守りを支えることではないと考えています。

この地域見守り支援事業、2件、3件と千葉市の規模からすれば非常に小さいものと考えます。

ただ、実際にはこの事業で累計62団体に支援をしてきたことがある中で、数字が2件、3件と小さい数字になっているのは、令和元年から始まったコロナ禍の中で申請団体数が新規の団体が年間1件というような状況が続いていましたので、コロナの状況の推移を見ながら徐々に増やしていくということでこのような規模にしています。ちなみに令和2年度は1件、3年度が3件というような規模で行っています。支援する団体をもっともっと増やしていかないといけないとは思っていますが、コロナの間に各町内会さんに対してこういう事業がありますと周知をする中で、今はちょっとコロナで難しいけれど、コロナが明けてくればこういった活動も考えてみるというようなお声もいくつかいただいていたので、この支援メニューのひとつとして設定していくことで支援団体を増やしていきたいと考えているところです。

○武井委員 今の見守りについて言いますと、正しくないかもしれないけど、私の聞いている範囲では社協の補助金が出て、実際使っているわけですけど、それは市の補助金が出ないので、社協独自の

補助金だと聞いています。であればそれをもっと増やせば大幅に増やすこともできるはずなので、何でそうしないのか非常に疑問なんですけど。

○山下会長 すみません。ちょっと質問したいんですけどこの地域見守り活動支援事業の初期費用交付団体は、どういう団体にいくらぐらい交付していますか。

○事務局(清田課長) この事業は平成23年から始めております。町内自治会、地区部会による申請というのもございますが、最近は何々地区支え合いの会とか、そういう任意の団体による申請もあって、必ずしも町内会、地区部会というような組織ではなくて、マンションの管理組合とか有志の方とか、そういった方の申請も来ている状況です。

○山下会長 ありがとうございます。

○事務局(中田課長補佐) 地域福祉課です。先ほど社協からの補助金を増やせばいいのではというご意見ですが、社協で出している補助金というのは、初期費用ではなくて運営にかかる部分についてのものです。

こちらの計画に載っている見守り事業については初期費用を出すというものですので、別の趣旨のものとして理解しております。

○山下会長 つまり社協の方は初期費用を出さないということですね。

○事務局(中田課長補佐) そうです。

○駒野委員 高齢者の見守りの話が出ましたので、事例として私ども白井地区部会で高齢者の見守りをやっていますのでその例を申し上げます。平成28年から白井地区は4つほどの見守り活動をやっているんですけど、お金の関係で言いますと、若葉区の地域活性化支援事業、そこで高齢者の見守り活動をすると活動経費が出ますという話がありましてそこで始めました。そこで3年間の補助金があり、それ以降は社協さんから1年間に5千円という形で高齢者の見守り費用をいただいています。そんな形で今のところうちの方は4つの自治会がありまして、特に見守りとなりますと、社協だけではできないので、自治会長さん、民生委員の方、地域の支援者の方、3つの連携でやっています。

以上です。

○山下会長 武井委員のご質問、ご指摘とするところの47番再掲で51番に掲載されている「地域見守り活動支援事業」について千葉市として取り組む地域福祉計画の事項としては、ふさわしくないのではという意見ですか。

○武井委員 さっきも言いましたように251の町内自治会が実際見守り活動やっているんですが、今お話があったように補助金額が5千円にとどまっている。実際にはもっとかかるので、なかなか踏み切れない町内自治会があるという状況です。そういうところがみんなやれるようにするにはもう少し補助金を出してもらいたいという話になっています。5千円は社協独自の財源で出しているということなので、かなり厳しい状況にあります。

一方で市の方も見守り支援事業ということで、47番にあるように市の方で増やしますよと言っているんですけど、その数はあまりにも小さい数字であるし、もっと拡げるといっているのであれば社協の方に補助金をしっかり出して進めていただければはるかに効率的に見守り活動が進むはずという思いを込めて、何でそういうことをしているんですかとお聞きしています。

○山下会長 質問の意味はわかりました。はい、どうぞ。

○事務局(清田課長) この47番の事業は初期費用に対して15万円を上限に助成するわけですが、これは1回きりです。実際やっている方からすると、初期費用だけじゃなくて、運営に関する経費、それに対する支援も手厚くしてほしいというご意見かと思えます。継続の方が立ち上げより大事であるし、難しいことがおありかと思えますので、それに対する助成のあり方については、ここでこうしますと申し上げることはできませんが、運営に関する経費と初期費用、この事業のバランスを考えながら永続的に運営ができるような支援のあり方を検討していきたいと思えます。

○山下会長 これは介護保険事業計画に計上されているんですか。それとも市の単独事業ですか。

○事務局（清田課長） この事業は市の単独事業になります。現在策定中の高齢者保健福祉推進計画の中に位置付けられているものになります。

○山下会長 はい。わかりました。ということでこの分科会は意見をするという意味で、武井委員のご意見が先ほどの高齢者保健福祉推進計画の策定において反映されるというか、意見があったことをお伝えいただくというか、そういうことでの取扱いの整理かと思えます。

書き方について、この2、2、3、3という目標数値、初期費用交付団体数については、これはこれで意味があるんですけど、地域見守り活動支援というのはさらにもっと多い数に取り組まれているので、その記載をどう入れるか、そうしたことである程度計画の記載上は少し向上すると思うので、初期費用立ち上げの事業だというのが事業項目だけど、現在そうした活動をどれくらい把握しているかというのは、社会福祉協議会が把握している数と合わせて少しここで載せておいた方が、各年2、2、3、3という数値の意味が過小評価されるかもしれないので、地域見守り支援の立ち上げのところにこの事業の意味があるということで、今回は計画として挙げたという整理かと思えます。

次に先ほどの第2層のコーディネーターの記載についても圏域ごとの記載になっているというお答えだったんですが、コーディネーターの人数などが書けるのかどうかというご指摘は先ほどの地域見守り支援事業の数の見せ方と一緒に、圏域ごとにとにかく配置されているということではなくて、人口割りと日常生活圏域でコーディネーターの数がもう少しでもいいんじゃないかというご意見として、この地域福祉計画の策定において意見があったということを議事録に残しておくことが必要かと思えます。

余談ですが、私、千葉市中央区の淑徳福祉会という社会福祉法人のコンサルテーションを月に1回しているんですが、この11月から地域担当という職員をほぼ法人持ち出しで配置することになりまして、2層のコーディネーターさんのような地域づくりの活動とか、「福まる」に関連する総合相談の機能を社会福祉法人でも持っていこうといった人事を行いましたので、地域福祉計画に記載されることは別かと思えますけど、そうした民間活動も今進められようとしているので、地区部会の計画にそのことが反映される部分があるかわかりませんが、千葉市内でいろいろな取組みがきっと起こっているんで、そこに着目するという行政の姿勢も是非期待したいところです。

その他ご意見ございますか。

膨大な資料で事務局も作成は大変だったと思いますが、中間見直しについてご意見なければこちらで固めていくということでもよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

議題は以上となりますが、事務局から何かありますか。

○事務局（和田課長） はい。委員の皆様におかれましては「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）中間見直し」の原案につきまして、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。今後1月のパブリックコメントののち、来年3月の分科会に向けまして、最終案を整えて参ります。引き続きよろしくお願いいたします。

○山下会長 前半の議題は以上となりますので、一旦事務局に進行をお返しします。

○事務局（佐藤主査） ありがとうございました。臨時委員の皆様方におかれましては、ここで終了となります。お疲れ様でした。

それでは、休憩を挟みまして、16時45分から後半の報告事項（3）に入らせていただきたいと思います。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。それでは、休憩に入らせていただきます。

（4）再開

○事務局（前田主査） お待たせいたしました。

私は、これより司会を務めさせていただきます保護課の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

それでは、議事の再開にあたり、改めて、会議の成立について、ご報告させていただきます。

千葉県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、臨時委員を含まない委員総数15人のうち11人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、再開にあたりまして、千葉県保健福祉局次長の小野よりご挨拶申し上げます。

○事務局（小野次長） 皆様こんばんは。千葉県保健福祉局次長の小野でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第2回地域福祉専門分科会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、平成30年3月に、生活困窮者自立支援法の理念に基づく具体的な行動計画として「千葉県貧困対策アクションプラン」を策定しました。そして、現在は「第2期貧困対策アクションプラン」を実施しているところです。

本計画では、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」を支援の柱とし、生活困窮者の相談窓口である「千葉県生活自立・仕事相談センター」の増設や、アウトリーチ支援員を新たに配置する等、支援の体制を強化して参りました。その結果、令和4年度には、市内6区すべての保健福祉センターに「千葉県生活自立・仕事相談センター」の設置が完了しました。

今回、令和5年度は「第2期貧困対策アクションプラン」の計画最終年度であり、WEB調査による市民意識の把握などを行い、原案策定を進めて参りました。

しかしながら、後程ご説明いたしますが、国において生活困窮者自立支援法の改正が予定されており、それに伴い今後の制度のあり方などについて、国の社会保障審議会で議論が続いているところでございます。そのため、本市としましては、計画策定を1年間先送りし、国の方向性を確認した上で、計画に反映させるべきと考えております。もちろん、その期間、千葉市の困窮施策が停滞するようなことがないように努めて参りますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

（5）報告事項 第3期千葉県貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて

○山下会長 ありがとうございます。「第3期千葉県貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて」説明をお願いいたします。

○事務局（石渡課長） 保護課の石渡でございます。

「第3期貧困対策アクションプランの策定スケジュールの見直しについて」説明させていただきます。

資料5をご覧ください。「1 アクションプランの概要」をご覧ください。

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、本市では平成25年12月に、複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置しました。その後、先ほどの次長の挨拶にもありましたけど、生活困窮者自立支援制度を核とした、支援をより一層進めていくための具体的な行動計画として、平成30年3月に「貧困対策アクションプラン」を策定しました。

なお、このプランは法に定めのある計画ではなく、本市独自の行動計画の位置づけとなっており、現在は「第2期貧困対策アクションプラン」として、実施しています。

続きまして、「2 これまでの経過」をご覧ください。

平成30年度から令和2年度までを計画期間として、第1期貧困対策アクションプランを策定しました。この計画では、支援を必要とする方を早期に相談に結びつけるための取組みとして、庁内に対

して生活困窮者自立支援制度の周知や連携強化を図るなどの取組みを行いました。

その後、引き続き令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第2期アクションプランを策定し、市内の全ての保健福祉センター内に生活自立・仕事相談センターを設置するとともに、アウトリーチ支援員を配置するなど行いました。

なお、資料への記載はしていませんが、現在の本市の困窮者支援の状況について簡単にご説明いたします。

生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、令和元年度には2,302件でありましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響などにより急増し、令和2年度は3,809件、令和3年には4,345件となりました。

コロナ禍の影響が落ち着いてきた令和4年度には2,764件となり、現在相談状況はやや落ち着きを見せていますが、令和元年度比で120%程度の件数となっており、依然として高い水準となっている状況です。なお、令和4年度には生活自立・仕事相談センターを、最後の未設置区である美浜区に設置し、また今年度は、家計管理に問題を抱える方へ支援を行う「家計改善支援員」を3名から4名に増員したところです。

続きまして、資料の「3 第3期貧困対策アクションプランについて」ですが、第3期のアクションプランを今年度中に策定する予定で、7月に開催した令和5年度第1回の本分科会においてスケジュールをお示ししましたが、以下の理由により策定を延期する方針といたしました。

まず、(1) 国の動向ですが、厚生労働省に設置された「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論が行われており、昨年12月に中間とりまとめを公表。その後しばらく議論が見送られていましたが、今年9月に再開されました。

それ以後、月1回程度のペースで審議会を開催すると聞いておりますが、現時点で結論は出ていません。

そのうえで(2) 策定を延期する理由ですが、国が生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて動いているところであり、本市の第3期貧困対策アクションプランには、国の新しい施策の内容を盛り込むことが不可欠であると考えています。施策の主な内容については、1枚めくっていただいた「国の社会保障審議会における『中間とりまとめ』の概要」に簡単に記載しましたが、時間の都合で説明を省略させていただきます。

このように、中間とりまとめにおいて、大まかな施策の方向性は示されていますが、具体的な取組みとしてどのように反映されるかが定かではありません。そのため、そのような国の施策等を見極めた上で本市の次期アクションプランを策定し、制度改正の内容を適切に反映させていきたいと考えております。

資料5の裏面「4 第3期アクションプラン策定スケジュールの見直しについて」をご覧ください。国の制度改正の状況により変動する可能性はありますが、第3期貧困対策アクションプランの策定を1年延期し、計画期間を令和7年度から11年度までの5年間としたいと思っております。ただし、生活困窮者自立支援法の改正により、現在「5年ごとに見直し」とされている制度の見直し期間が変更された場合には、それを参酌することとします。

なお、令和6年度は、これまでに全区に設置した相談センターとアウトリーチ支援員による支援にさらに努めるとともに、相談に至っていない方に対して支援を届ける取組みを継続し、次期アクションプランにつなげて参ります。

次に「5 他計画等との整合について」をご覧ください。

貧困対策アクションプランは、様々な個別計画における課題等を、貧困対策の視点から整理し、包括的な支援を行うための具体的な行動計画として策定したものであり、策定期間の見直しにより他計画に影響を及ぼすものとは考えておりませんが、引き続き基本計画や個別計画と十分に整合を図りつつ、策定作業を進めて参ります。

最後に「6 今後の基本的な進め方、スケジュール（案）」ですが、国の改正内容を確認の上、令和6年度前半に庁内で策定作業を進め、来年10月に本分科会に案を提示したいと考えております。その後パブリックコメントを経て年度末に改めて本分科会でご承認いただき成案としたいと考えております。

説明は以上となります。

○山下会長 今のご説明に対し、ご質問ご意見をお願いします。

基本は国の流れに沿ってこの計画自体延期するという説明に尽きることとなりますので、千葉市の貧困対策の実情についてご質問があれば、ということになりますがいかがでしょうか。

松崎委員お願いします。

○松崎委員 ご説明ありがとうございます。生活保護制度という基本的な生活困窮者の最低限度の生活を保障する制度そのものを変える、あるいは改正することよりは生活困窮者自立支援機能という別の部分をいろいろと膨らませていくということですよ。基本の生活保護制度そのものは現状のままということで検討しているのでしょうか。

現状のままで、何とかそこを膨らませようとする中で、あとからできた個別対策とか住宅支援とかいろいろ出てきましたよね。そういうものを生活保護制度の中に足りないところを補うというか、根幹の貧困対策、そこのところはあまり検討しないということでしょうか。国の動向がわからないので、どのように考えたらいいかお伺いしたいです。

○事務局（石渡課長） ご質問ありがとうございます。先ほど申し上げた国の社会保障審議会で生活保護制度の改正についても同時に検討はされているんですが、今回打ち出された中間報告の内容では、生活保護と生活困窮者支援制度の連携というような方向性は示されておりますけれども、生活保護制度を大きく変えるようにはなっていないようです。あくまで生活保護の一手手前で踏みとどまっていたため困窮者支援を充実するというところに注力すると考えております。以上です。

○山下会長 ありがとうございます。どうぞ。

○松崎委員 例えば、住宅確保法であるとか、ここで医療扶助について触れていますが、生活保護は総合的な保障ですから、全部貧困であるということで保障するのか、それともそれぞれを医療は医療で扶助していくのか、私はよくわかりませんが、生活保護解体論みたいな本も出てきていますので、どういうふうに考えるのか。

もう1点は、千葉市では非常にホームレスの居住が確保されているということで、実態的にはホームレスを目にすることも少なくなっていますが、そこは千葉市としてどのように今後考えていくのか伺いたいです。

○事務局（石渡課長） ありがとうございます。まず医療扶助につきましては、今回の中間報告でも項目上医療扶助について入っておりますが、あくまで都道府県が市町村に対して助言指導等を行うというような内容で書かれております。松崎委員がさっきおっしゃったように少し以前に生活保護から医療を分離して国保に入れてというような議論も国の方で一度出たと記憶しておりますが、おそらく国保の方がそれはとてももたないだろうということで、その後立ち消えになっていて再開はされていないと思います。

続きまして、ホームレス対策も当課の方で行っておりまして、市内6区巡回してホームレスの支援に当たるという職員を雇用して、毎日ホームレスさんに声をかけて、福祉的なサービスですとか、住むところが必要であれば一時生活支援でもいいですし、生活保護で転居費用出しますよというような話をご紹介はしております。

そのおかげもありましてここ数年はホームレスさん市内全域で30名程度で、特に増減はなく推移してきているんですが、その残った30名程度の方々はいかに支援を申し出ても首を縦に振ってくれないということで、対応に苦慮はしていますが、支援については引き続き行っていきたいと思っております。以上です。

○山下会長 ほかございますか。ありがとうございました。

武井委員ございますか。どうぞ。

○武井委員 説明いただいた内容はよく理解できたんですが、実際に令和6年度はどのような扱いになるのでしょうか。2期のプランが継続されるなら分かるんですが、そのところが曖昧になっていたの、どうするつもりなんですか。

○事務局（石渡課長） 第2期の計画を令和6年度については引き続き推進していく、ただ新たな計画ではないので数値目標云々ではありませんが、対策はあくまで続けていくと考えております。

○武井委員 むしろ2期の計画を延長すると言っていた方がわかりやすい。

○事務局（石渡課長） 考え方としては今おっしゃっていただいたとおり、2期を延長した上で3期を新たに国の動向を見て策定し直すという考え方で、整理しているところです。

○山下会長 ありがとうございました。ほかございますか。

では以上で議論等終わりましたので、その他に移ります。

(6) その他

○事務局（前田主査） その他は特にありません。

○山下会長 それでは事務局に進行をお返しします。

(7) 閉会

○事務局（前田主査） 山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から3点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬についてでございます。12月中旬頃にご指定の口座にお振込させていただきます。千葉県への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについてでございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。

その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

最後に、配付資料の取扱いでございます。地域福祉計画の冊子につきましては、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただきますので、引き続きよろしくようお願いいたします。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。